

路線名：(主) 長野大町線他

箇所名：大町市北東ブロック

## 小規模維持補修工事特記仕様書

令和4年2月

長野県大町建設事務所

## 第1条 総則

この特記仕様書は長野県土木工事共通仕様書（建設部）（令和3年10月1日適用）（以下「共通仕様書」という。）に規定する特記仕様書で、小規模維持補修工事（及び除雪並びに凍結防止剤散布業務）に適用する。

1. 当該工事の施工にあたっての一般的事項は、「共通仕様書」によるものとする。
2. 受注者は、別紙「道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事に係る大規模地震発生時の道路パトロール運用要領（案）」（以下、「運用要領（案）」という。）により、大規模地震（震度6弱以上）が発生した場合、自主的に道路パトロールを行うこととする。

## 第2条 現場代理人及び主任技術者

1. 当該工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、請負者が入札時に提出した技術提案資料に記載した配置予定の者でなければならない。
2. 配置技術者は建設業法第26条第1項の規定によらなければならない。また、他の工事との兼務は可能とするがその工事の請負額が3,500万円以上の場合にはこの限りではない。
3. 現場代理人は工事現場に常駐しなければならない。
4. 契約中における配置技術者の交代については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付 国土建第349号）に定めるとおりとする。

## 第3条 施工計画書

1. 受注者は工事を実施するにあたって共通仕様書1-1-1-6に定める施工計画書を提出しなければならない。また、現場組織表を変更する場合は、速やかに提出しなければならない。
2. 受注者は施工計画書に基づき工事を実施する場合は、作業日、工程、箇所及び数量等について予め監督員と協議することとする。
3. 受注者は、運用要領（案）に基づくパトロールの実施体制表について、施工計画書に記載し、実施計画について予め監督員と協議することとする。

## 第4条 貸付機械等

当該工事において長野県が管理する建設機械を受注者に貸し付ける場合は、その取扱いについて別途定めるものとする。

## 第5条 廃棄物及び建設副産物

1. 受注者は、本工事の施工に伴い発生した産業廃棄物及び一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
2. 共通仕様書第1編第1章1-1-1-23建設副産物の第4項、第5項及び第6項の規定における提出にあたっては、事前に監督員の確認を受けるものとする。

## 第6条 施工管理等

1. 当該工事の施工管理は、「長野県土木工事施工管理基準」によるものとする。
2. 当該工事の写真管理は、「写真管理基準」によるものとする。

## 第7条 工事中の安全確保

1. 受注者は工事の施工にあたっては周辺の地形・地質・交通状況等に応じ、十分な安全確保に努めなければならない。
2. 工事期間中、特に夜間においては道路灯、バリケード等を設置し、十分な安全確保を行わなければならない。
3. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合には、その管理者と立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡したうえで応急措置を講じ、受注者の負担により補修しなければならない。
5. 交通規制を伴う工事を実施する場合には、原則として交通誘導警備員を配置するものとし、資格者又は経験1年以上のものとする。ただし、交通量が少ない場合は監督員との協議のうえ、信号による規制等に代えることができる。

## 第8条 概算数量

当該工事の発注にあたり示した数量は概算数量であり、詳細については監督員の指示によるものとする。

## 第9条 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。また、その雇用する職員についても同様とする。

## 第10条 工事成績

当該工事は精算額に係わらず「長野県工事成績評定要領」の対象工事とはならない。

## 道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事に係る 大規模地震発生時の道路パトロール運用要領

(適用)

第1 この要領は、長野県建設部が管理する道路の維持補修業務の民間委託に伴う小規模維持補修工事等に係る、大規模地震発生時の道路パトロールに適用する。

(業務目的)

第2 大規模地震発生時には、人命の救急救命や、被災地の復旧・支援活動のため、早期に通行可能な路線を把握することが、「道路の啓開」とともに最優先に求められるため、民間委託している道路維持補修業務において道路パトロールを実施し、早急に道路状況を把握することを目的とする。

(業務の実施者)

第3 実施者は、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式の入札により契約した企業または特定共同企業体（以下「受注者」という。）とする。

(業務の実施)

第4 受注者は、受注した地区の建設事務所管内において、震度6弱以上の地震が発生し、かつ受注地区の市町村で震度4以上を観測した場合に、建設事務所等からの連絡の有無に係わらず自主的に道路パトロールに出動することとし、業務手順は「別添1」に示すとおりとする。  
(なお、震度5強以下までの地震発生の場合は、建設事務所職員がパトロールを行うため、受注者の出動は実施しない。)

2 受注者は「別添2」に示すパトロールの実施体制表について、小規模維持補修工事の施工計画書に記載し、実施計画について予め監督員と協議することとする。

(業務の対象範囲)

第5 パトロールの対象範囲は、受注した地区の建設事務所管内において、震度6弱以上の地震が発生し、かつ受注地区内で震度4以上を観測した市町村における全ての建設事務所管理道路（以下「対象道路」という。）とする。

(業務の内容)

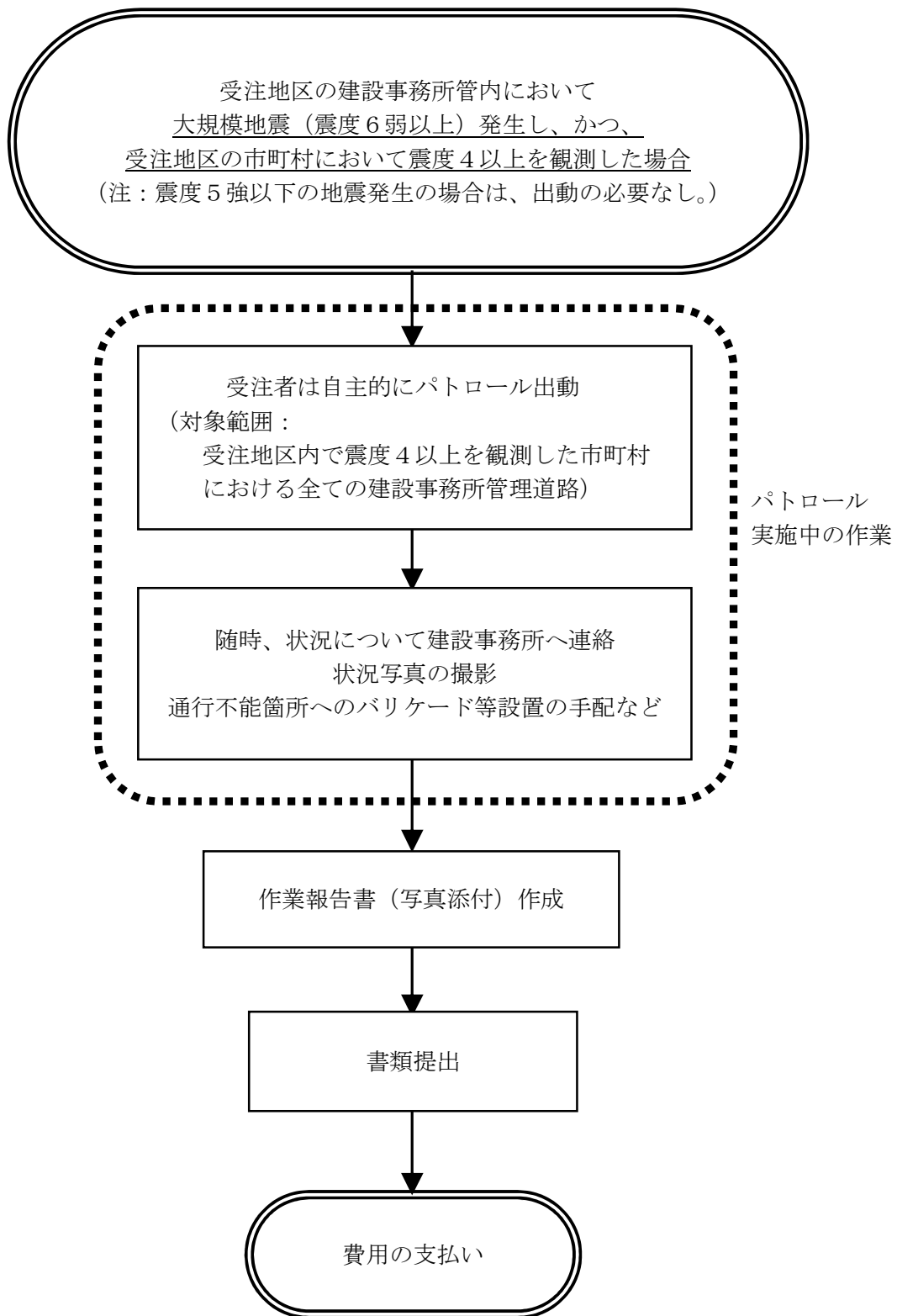
第6 パトロールの内容は以下のとおりとする。

- (1) パトロールは少なくとも2名体制で行うこととする。
- (2) 対象道路について状況を把握し、管理する建設事務所にこまめに状況について連絡をする。連絡手法については、事前に建設事務所と確認することとする。
- (3) 緊急輸送道路の状況把握と、通行可能な対象道路の把握を最優先とする。
- (4) 地震発生後、できるだけ早期に完了するよう実施する。(概ね3時間以内でのパトロール完了を目途とする。)
- (5) 通行不能箇所や危険箇所については、バリケード等の設置を手配することとする。
- (6) パトロール中の写真を撮影し、後日、作業報告書(写真添付)を建設事務所に提出する。

(業務費用の支払い)

第7 業務についての費用についての支払いは「土木施設における小規模維持補修工事試行要領」の規定によるものとし、支出科目は「役務費」とする。

【別添1】



【別添2】

大規模地震（震度6弱以上）時の道路パトロールの実施体制表

パトロール路線名 (区間)	パトロール実施者、地震時連絡先			備考
	担当会社名	氏名	連絡先(携帯番号)	
(記載例)  (国)〇〇〇号 (◇◇◇～△△△)	△△建設(株)	〇〇 〇〇		第一連絡者
		◇◇ ◇◇		
		□□ □□		
	(上記が出動不能な場合) (株)◇◇建設	〇〇 〇〇		
	(上記が出動不能な場合)			
	(上記が出動不能な場合)			
	(上記が出動不能な場合)			

(※ 受注地区内の全ての県管理道路について記載すること。)

## 小規模維持補修工事用機械無償貸付仕様書

### (機械の貸付)

- 第1条 貸付機械は発注者が受注者に貸付けるものとし、発注者はあらかじめ名称、型式、使用目的、並びに引き渡しの場所、返納の場所(別表1)について定めた機械貸付決議書を整備するものとする。なお、貸付期間又は日数は別途協議するものとする。
- 2 発注者は、機械を貸し付けたときは、受注者から「小規模維持補修工事用機械借用書」(様式1)(以下「借用書」という。)を徴さなければならない。
- 3 発注者は、機械を発注者の指定した日時及び場所に受注者又はその代理人を立ち合わせ、当該機械の整備状況を確認させたうえ借用書と引き替えに貸し付けるものとする。

### (貸付機械の管理)

- 第2条 受注者は、貸付期間中善良な管理者の注意をもって機械を管理しなければならない。
- 2 受注者は、機械の使用、管理等については、次の各号に掲げる事項に注意し常に監督員の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。
- (1) 機械は担保に供しないこと。
  - (2) 機械は、貸付を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと。
  - (3) 機械の日常整備(グリス塗布を含む)を完全に実施すること。消耗品(清掃車ブラシ等)は摩耗状況等を判断して引き渡しを行う。使用した日は、必ず洗車を行うこと。
  - (4) 機械の整備及び運転については、当該機械に精通した熟練者を当てること。
  - (5) 発注者は、受注者が機械の引き渡しを受けた後に正当な理由なしに機械を使用しない場合、又はこの仕様書に違反した場合には機械の返納を命ずることができる。
  - (6) 受注者は、貸付機械が次の事項に該当したときは、遅滞なく監督員に連絡してその指示を受けるものとする。
    - ①故障、損耗等により正常な運転が出来ない時、またはそのおそれのあるとき。
    - ②事故発生時

### (貸付機械の損害の負担)

- 第3条 受注者は、機械を亡失し又は毀損したときは直ちに甲の指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の亡失又は毀損が自己の責に帰すべき事由によるときは、発注者の指示に従い、すみやかに機械を修理し又は代品を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。
- 3 天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補償について発注者、受注者協議して決定するものとする。

### (貸付機械の返納)

- 第4条 発注者は、貸付機械を返納させる場合には発注者の指定した日時、場所において受注者又はその代理人を立ち合わせ当該機械の整備検査を行い、支障がないと認めたと

はこれを収納するものとする。この場合において受注者は、「小規模維持補修工事用機械返納書」(様式1)を提出するものとする。

(貸付期間又は日数の変更)

第5条 受注者は、機械の貸付期間又は日数の変更を希望する場合は、あらかじめ理由を付して受注者に提出しなければならない。発注者は正当な理由が認められる場合には、貸付期間又は日数を変更することができる。

(貸付機械の使用実績)

第6条 受注者は、「小規模維持補修工事用機械使用実績報告書」(様式2)により機械の運転等について発注者に報告しなければならない。

(貸付機械の監査)

第7条 発注者は、貸付期間中に機械使用状況の監査を行うことができる。

2 受注者は、前項の監査により指示された事項を直ちに履行し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(貸付機械の経費負担)

第8条 次の各号に掲げる諸費用は受注者の負担とする。

- ~~(1) 機械の監査に直接必要な経費~~
- (2) 機械の引渡・返納に要する費用
- ~~(3) 機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備及び修理に要する費用~~
- ~~(4) 機械の管理に要する費用~~

~~(貸付機械の任意保険)~~

~~第9条 受注者は、貸付機械が自動車損害賠償保険法の適用をうける自動車であるときは、貸付期間中の賠償保険に加入しなければならない。保険条件については、下表以上の内容とする。なお、受注者は任意保険加入後に保険証書の写しを発注者に提出し、任意保険料の金額について「無償貸付機械任意保険料請求内訳書」(様式3)により発注者と協議するものとする。~~

~~発注者は、加入した保険内容を確認のうえ、基準金額に対する任意保険料を支払うものとする。なお、発注者は受注者が条件以上の保険に加入することを妨げるものではない。~~

基準金額	<del>対人保険</del>	<del>無制限</del>
	対物保険	無制限(免責なし)



別表 1

受注者に貸与できる機械は下記のとおり

機械名	規格	機械番号	使用目的	引渡場所 返納場所	備考
草刈専用車	NT-210	松本88 す 951	除草作業	大町建設 事務所	
草刈専用車	MT210-5	松本800 す 3974	除草作業	大町建設 事務所	
側溝清掃車	5m <sup>3</sup>	松本800 は 869	側溝清掃	大町建設 事務所	
路面清掃車	真空式	松本800 は 505	路肩清掃	大町建設 事務所	
高所作業車	13m式	松本800 す 1873	高所作業	大町建設 事務所	
維持作業車	クレーン装置付 2t ダンプ 0.9t 吊	松本100 す 1932	維持作業	大町建設 事務所	

様式1

令和 年 月 日

〇〇建設事務所長 様

借受人 事業者の住所  
氏 名 印  
代理人 氏 名 印

借用  
小規模維持補修工事用機械 書  
返納

する 受領  
〇〇業務に使用 下記工事用機械を機能現況確認のうえ、 しました。  
した 返納

記

機械名	形式	機械番号	附属品			引渡しを 受けた場所	貸付 期間	備考
			名称	規格	数量			

引渡し立会者  
(建設事務所) 氏 名 印

(借受人) 氏 名 印

小規模維持補修工事用機械使用実績報告書

〇〇年〇〇月 [ 自 〇〇日 至 〇〇日 ]

機械の貸付契約年月日 〇〇年〇月〇日

借受人 事業者の住所  
氏 名  
代理人 氏 名

印  
印

機械名	機械番号	主な作業内容	主な作業の作業量	稼働状況		維持修理費 (千円)	主な修理箇所及び 取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			

備考

- おもな作業内容の欄は、貸付機械を2工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
- おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
- 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。
- 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、該当修理に要した費用が300千円をこえるときは、修理内容の説明を添付する。